

監査公告第 13 号

随時監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定による随時監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 26 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

## 随時監査結果報告

### 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査（随時監査）

### 第2 監査期間

令和4年10月27日から令和4年12月26日まで

### 第3 監査の対象

産業振興部文化振興課 伝統的建造物群保存整備事業補助金に関する事務

### 第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 補助金交付の申請、受理、決定、支出負担行為、実績報告、支出命令等の日付が証拠書類と同一でかつ適正に処理されているか。
- (4) 補助事業に関する手続き全般が適正に定められているか。
- (5) 補助金交付申請者に対して、必要な手続きが明示されているか。
- (6) 補助金交付申請に添付する契約書等の書類が適切に規定され、効果的に用いられているか。
- (7) 補助対象経費の設定が合理的経済的に定められているか。

### 第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

### 第6 監査の結果

当該監査対象業務の財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

### 第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・当該補助金交付手続きについて、次のとおり意見を付す。

当該補助金は特定の区域を対象とし長期的に取り組まれており、その事業効果と費用は極めて大きいものである。これまで補助事業の手続きは問題なく進展していたように思えるが、経年により様々な人が申請者や関係者になり得るのだから、申請手続きについては文書化し公表すべきものとする。少なくとも課題となった事項については、なんらかの対処をして改善していくべきである。

「提出書類作成マニュアル」を準備していると言うが、中には口頭で伝えるのみで終わらせている箇所も目に留まった。また、過去に「提出書類作成マニュアル」

を改定したようだが、残念ながら未だ市ホームページでは公表されていない。このような状況を踏まえ、引き続き改善に努力されたい。

## 第8 留意事項

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。